

(4) 生産基盤と生活環境の総合整備

農村基盤G

農山漁村交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)				
(参考)補助事業名	中山間地域総合整備事業				
事業主体	県	営			
事業内容	<p>中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)地域農業活動拠点施設整備事業 (8)集落環境管理施設整備事業 (9)交流施設基盤整備事業 (10)情報基盤施設整備事業 (11)市民農園等整備事業 (12)生態系保全施設等整備事業 (13)地域資源利活用施設整備事業(14)施設補強整備事業 (15)施設環境整備事業 (16)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (17)施設集約整備事業 (18)交換分合事業 (19)集落土地基盤整備事業</p> <p>3. 保管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業</p> <p>4. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)</p>				
要件	<p>1. 広域連携型事業………市町村全域から複数市町村等広域にまたがる地域を対象とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行うものにあつては、中山間地域や広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられていること <p>2. 集落型事業………一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業 (一般型事業)………農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保管理等事業を一体的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 保管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。 <p>(生産基盤型事業)………農業生産基盤整備のみを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が20ha以上 <p>(生活環境型事業)………農村生活環境整備のみを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農村生活環境整備事業(7)を除く及び特認事業のうち2以上の事業を行う <p>➢ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)海球地域 (2)復興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定山村地域 (6)(1)～(5)に準ずる地域であつて地方農政局長が特に必要と認める地域</p> <p>➢ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。</p> <p>➢ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。</p> <p>➢ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。</p> <p>➢ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、(17)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。</p> <p>➢ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)</p>				
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙4-1(農村整備に係る運用) 別紙4-2(農村整備に係る取扱い)				
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区 分	国	県	その他	
	農業生産基盤整備事業				
	内 地	55	30	15	
	離 島	60	30	10	
	農村生活環境整備事業の(1)～(5),(9)～(11)の事業				
	内 地	55	20	25	
	離 島	60	20	20	
	" の(6)の事業及び特認事業				
	内 地	55	0	45	
	離 島	60	0	40	
	" の(7),(8),(13)～(19)の事業				
	内 地	55	未	未	
離 島	60	未	未		
" の(12)の事業					
内 地	55	30	15		
離 島	60	30	10		
適 用	<p>・鳥獣害侵入防止施設の整備については、(8)農用地の改良又は保全事業で実施する。</p> <p>なお、防護柵は金属製支柱等と金網による固定式で、15年以上の耐用年数を有し、地域の共同体により維持管理されるものとする。</p>				

農山漁村交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)			
(参考)補助事業名	中山間地域総合整備事業			
事業主体	団体営(市町村営に限る)			
事業内容	<p>中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)地域農業活動拠点施設整備事業 (8)集落環境管理施設整備事業 (9)交流施設基盤整備事業 (10)情報基盤施設整備事業 (11)市民農園等整備事業 (12)生態系保全施設等整備事業 (13)地域資源利活用施設整備事業(14)施設補強整備事業 (15)施設環境整備事業 (16)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (17)施設集約整備事業 (18)交換分合事業 (19)集落土地基盤整備事業</p> <p>3. 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業</p> <p>4. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)</p>			
要件	<p>1. 集落型事業……一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業 (一般型事業)……農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施 ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 (生産基盤型事業)……農業生産基盤整備のみを実施 ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね10ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が10ha以上 保全管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。</p> <p>(生活環境型事業)……農村生活環境整備等のみを実施 ●農村生活環境整備事業(7)を除く及び特認事業のうち2以上の事業を行う</p> <p>➢ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)(1)～(5)に準ずる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域</p> <p>➢ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。</p> <p>➢ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。</p> <p>➢ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。</p> <p>➢ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、(17)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。</p> <p>➢ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙4-1(農村整備に係る運用) 別紙4-2(農村整備に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内地	55	15	30
	離島	60	15	25
	農村生活環境整備事業の(1)～(5)の事業			
	内地	55	5	40
	離島	60	5	35
	" の(6)及び特認事業			
	内地	55	0	45
	離島	60	0	40
	農村生活環境整備事業の(7)～(19)の事業			
	内地	55	未	未
	離島	60	未	未
適用	1-(2)農道整備事業において、補助残(その他)部分に過疎債を充当する場合(充当率100%、算入率70%)は、県の補助率を5%とし、別に年度事業費の3.0%を後年度、農村等整備推進交付金により助成する。			